

宝塚市まちづくり基本条例

平成13年12月25日 施行

1. 条例の目的

第1条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市の協働のまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

- つまり… 個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るために、
- ① 宝塚市の**まちづくりの基本理念**を明らかにする。
 - ② 市民と市の協働のまちづくりを推進するための**市・市長・職員の責務及び市民の権利と責務**を定める。

2. まちづくりの基本理念

第2条 まちづくりは、**主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること(以下「協働」という。)**を基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。

- (1) すべての市民が健康で安心して暮らせ、災害に強く安全でいつまでも快適に住み続けることができる、安全で安心して暮らせるまちづくり
- (2) 次代を担う子ども達が夢と希望を抱き、健やかに成長し、そして、すべての市民の人権が尊重され、文化の薫り高い、心豊かなまちづくり
- (3) 豊かな自然環境と歴史・文化の息づく都市の景観が美しく調和し、花や緑あふれ、環境にやさしい、個性と魅力のあるまちづくり
- (4) 人と人、人と社会のつながりが強く、また、地域活動が活発な、にぎわいと活力に満ちたまちづくり

3. 市・市長・職員の責務及び市民の権利と責務

第3条

市の責務

- ① 市民の主体的なまちづくり活動の促進
- ② 地域コミュニティの役割の認識とその団体の活動の促進
- ③ 地域の主体的なまちづくり活動の支援

第4条

市長の責務

- ① 市民の市が保有する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利の保障
- ② 協働のまちづくりの仕組みの確立
- ③ 多様な市民ニーズに適切に対応したまちづくり推進のための、人材育成

第5条

職員の責務

- ① 公平かつ能率的な職務の遂行
- ② まちづくりの基本理念にのっとった職務の遂行
- ③ 職務の遂行に必要な知識、技能の向上に努める

第6条

市民の権利と責務

- ① 市の保有する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を有する
- ② まちづくりの基本理念にのっとり主体的にまちづくりに取り組む

4. 市の役割

第7～16条

市の役割

- ① 説明責任 施策の立案、決定及び実施にあたり必要性及び妥当性を市民に説明する
- ② 情報の共有及び公開 市の保有する情報を市民への共有が不可欠なものと認識したうえで取り扱い、積極的に公開及び提供する
- ③ 行政手続 市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護する
- ④ 総合的な市政の推進 市民のニーズに的確に応え、まちづくりの基本理念実現のため、総合的な市政運営に努める
- ⑤ 総合計画 総合計画をまちづくりの基本理念にのっとり策定し、進行管理を的確に行う

(主な項目を抜粋)